

公 示

中運局公示 第 24号

令和 元 年 7 月定期海技士国家試験の合格者を下記のとおり発表する。

令和 元 年 7 月 25 日

中 部 運 輸 局 長

発表内容	試 験 地
筆 記	名古屋市

<海技士(航 海)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
一級海技士 (航 海)	1002	以下余白			
二級海技士 (航 海)	1111	以下余白			

◎筆記合格の有効期間

15年（合格した日から受験する試験開始期日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

<海技士(機 関)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
一級海技士 (機 関)	1001	以下余白			
二級海技士 (機 関)	1105	1110	1111	以下余白	
内燃機関 二級海技士 (機 関)	該当者無				

◎筆記合格の有効期間

15年（合格した日から受験する試験開始期日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

科目合格者

<海技士(航海)>

種別及び 受験番号	合格科目				種別及び 受験番号	合格科目			
	航海	運用	法規	英語		航海	運用	法規	英語
一級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語	一級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語
1001	—	—	合格	—	1007	—	—	—	合格
1004	合格	—	—	—	1008	合格	合格	—	合格
1005	—	—	—	合格	1401	—	—	合格	—
二級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語	二級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語
1105	—	合格	—	合格	1122	—	合格	合格	合格
1106	—	—	—	合格	1131	—	合格	合格	—
1110	—	—	—	合格	1134	—	—	—	合格
1112	—	合格	合格	—	1138	—	—	—	合格
1116	—	—	合格	—	1139	—	合格	—	—
1117	—	—	—	合格	1144	—	—	—	合格
1118	—	—	合格	—	1148	—	—	合格	合格

◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日前まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

科目合格者

<海技士(機関)>

種別及び 受験番号	合格科目				種別及び 受験番号	合格科目			
	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
一級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務	一級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務
1003	—	—	—	合格	以下余白	/	/	/	/
1007	—	—	—	合格	/	/	/	/	/
1008	—	—	合格	—	/	/	/	/	/
1009	—	—	合格	—	/	/	/	/	/
二級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務	二級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務
1101	合格	—	—	—	/	/	/	/	/
1103	—	—	—	合格	/	/	/	/	/
1106	—	合格	—	—	/	/	/	/	/
1119	—	—	合格	—	/	/	/	/	/
以下余白	/	/	/	/	/	/	/	/	/
内燃機関 二級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務	内燃機関 二級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務
3102	—	—	合格	合格	以下余白	/	/	/	/
3103	合格	—	—	—	/	/	/	/	/

◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日前まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

口述試験日割表

<海技士(航海)>

月/日	午前 8 時45分 集合			午後 12 時45分 集合		
(曜日)	種 別	受験番号		種 別	受験番号	
8/5 (月)				二級海技士(航海)	1146	以下余白
8/6 (火)	二級海技士(航海)	1147	以下余白	二級海技士(航海)	1149	以下余白
8/7 (水)	一級海技士(航海)	1003	以下余白			
8/8 (木)						

<海技士(機関)>

月/日	午前 8 時45分 集合			午後 12 時45分 集合		
(曜日)	種 別	受験番号		種 別	受験番号	
8/5 (月)				二級海技士(機関)	1121	1123 以下余白
8/6 (火)	内燃機関 二級海技士(機関)	3105	以下余白	二級海技士(機関)	1122	1124 以下余白
8/7 (水)	一級海技士(機関)	1016	以下余白	一級海技士(機関)	1017	以下余白
8/8 (木)	一級海技士(機関)	1001	以下余白	一級海技士(機関)	1015	以下余白

- * 口述試験受験者は指定された集合時間までに船員労働環境・海技資格課(9階)に来て下さい。
- * 受験票は必ず持参して下さい。(指定の海技試験六法等「海技士試験案内」参照)を持参できます。)